

国立大学法人千葉大学総合安全衛生管理機構改善措置規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人千葉大学総合安全衛生管理機構規程第9条第2項の規定に基づき、本学における環境安全衛生に関する事故又は法令等に抵触する行為に対して総合安全衛生管理機構（以下「機構」という。）が講ずる措置について定め、もって事故の再発防止及び環境安全衛生管理の徹底に資することを目的とする。

(環境安全衛生上の事故の報告)

第2条 各部局等は、当該部局等が所掌する業務、教育及び研究活動における環境安全衛生上の事故(以下「事故」という。)が発生したときは、第3項から第5項までの規定に基づき、機構に速やかに報告するものとする。

- 2 報告の対象となるものは、職員、学生及び学外者に係る、学内又は学外における業務、教育及び研究活動中に発生した事故とする。
- 3 軽微な事故が発生したときは、人的被害の有無にかかわらず、各部局等の作業主任者又は本人から機構に報告するものとする。
- 4 前項以外の事故が発生したときは、各部局等の作業主任者から、当該部局等の長（安全衛生責任者）を通じて、速やかに機構に報告するものとする。
- 5 課外活動において事故が発生したときは、課外活動代表者又は被害にあった本人から、学生支援課を通じて、速やかに機構に報告するものとする。

(事故又は違反に対する措置)

第3条 機構は、本学において事故又は排水基準違反の行為(以下「違反」という。)があったときは、当該部局等の長(安全衛生責任者)に対し、次条及び第5条に基づき、事故又は違反の度合いに応じて「注意」、「勧告」又は「警告」を行うものとする。

- 2 機構は、課外活動において事故又は違反があったときは、課外活動代表者及びその顧問教員に対し、事故又は違反の度合いに応じて「注意」、「勧告」又は「警告」を行うものとする。

(事故の区分と対応)

第4条 事故の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、機構は、発生した事故を当該区分ごとに集計のうえ、環境安全衛生管理対策を各部局等に助言する。

- 一 人的被害のないもの
- 二 入院を要しない人的被害のあるもの
 - イ 医療機関等での処置を要するが、事故後の休業又は授業欠席を必要としない軽微なもの
 - ロ 医療機関等での処置を要し、事故後の休業又は授業欠席を必要とするもの
 - ハ 医療機関等への救急搬送を必要とするもの
 - ニ イ又はロに相当する人的被害が複数人に及ぶもの
 - ホ 研究活動又は業務の継続が困難となったもの
- 三 入院を要する人的被害又は死亡に至るもの

- 2 前項第2号ロに相当する事故が発生したときは、機構は「注意」を行うものとし、

環境安全衛生管理を徹底させるものとする。

3 第1項第2号ハからホまでに相当する事故が発生したとき、又は同項第1号若しくは第2号イに相当する事故が繰り返し発生したとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、機構は改善措置を講ずるよう「勧告」を行うものとする。

4 第1項第3号に相当する事故が発生したとき、又は事故が重大であると機構が判断したときは、機構は現場調査の結果を参考にして「警告」を行うものとする。

(排水基準違反)

第5条 昭和46年環境省告示第59号(以下「告示」という。)に定める「生活環境の保全に関する環境基準」に対する違反があったときは、機構は「注意」を行い、環境安全衛生管理を徹底させるものとする。

2 告知に定める「人の健康を保護する環境基準」に対する違反があったとき、又は前項の違反が繰り返されたときは、機構は改善措置を講ずるよう「勧告」を行うものとする。

3 違反が重大なときは、機構は現場調査を実施したうえで「警告」を行うものとする。

(事後措置の報告)

第6条 事故及び違反により「勧告」又は「警告」を受けた部局等の長は、原因を究明し、改善措置を講ずるとともに、改善措置が完了したときは、改善措置報告書を機構に提出するものとする。

2 前項の改善措置報告書には、必要な関係書類を添付するものとする。

3 機構は、改善措置報告書の提出を受けた場合、必要に応じて再度現場確認を行うものとする。

4 機構は、改善措置が完了するまで、排水停止など必要な措置を取るものとする。

(事故報告及び措置改善内容の開示)

第7条 機構は、報告を受けた事故及びその改善措置の結果を各部局等を開示し、環境安全衛生の向上に努めるものとする。

(法令及び本学諸規程との整合)

第8条 法令及び本学諸規程(以下「法令等」という。)に基づき対応することが適切であると判断したときには、機構から当該法令等を所管する部署等に速やかに報告し、当該部局等にその旨連絡する。ただし、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第100条又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第96条に基づき労働基準監督署への事故報告義務が課せられているときは、これを最優先するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。